

10 服装容儀について（校則）

校則は学校教育目標の実現という観点の中で、生徒が遵守すべき学習上、生活上の規律であり、健全な学校生活を送り、よりよく成長・発達していくために設けられるものです。

校則の見直しについては、学校や地域の状況、社会の変化を踏まえて絶えず見直しを行っていきます。

（1）服装等

① 制服（夏服4月～12月頃、冬服12月頃から3月 ※調整期間を設ける）

制服はズボンの制服とスカートの制服を選択できる。

ア ズボンの制服

（ア）本部中学校指定の制服を着用する。（夏服は半袖シャツ、冬服は学ラン）

（イ）ズボンは本部中学校指定の黒のストレートズボンとする。

（ウ）学年指定カラーで学校名・氏名を刺繍する。

イ スカートの制服

（ア）本部中学校指定のセーラー服を着用する。（夏服は白のセーラー、冬服は紺のセーラー）

（イ）スカートは膝を覆う程度とする。

（ウ）ネクタイはスカートと同色の棒ネクタイとする。

（エ）学年指定カラーで学校名・氏名を刺繍する。

② 肌着について

ア 白・灰・紺・黒色を基調とする。

イ シャツやセーラー服からはみ出ないように着用する。

③ 靴

ア 外ばきは、運動に適した靴とする。

イ 内ばきは、学校指定のシューズとする。

④ 靴下

ア 白・灰・紺・黒色を基調とする。

イ くるぶしを覆い、長さは膝下までとする。

⑤ 体育用着

ア 体育用のシャツ・パンツは学校指定のものを着用する。

⑥ 指定ジャージ

ア 学校指定ジャージは気温や体調に応じて着用する。また校外学習や体験学習等で着用する。

イ 学校指定カラーで学校名・氏名を刺繍する。

⑦ 通学用のカバン

【本校で許可できるカバン】

ア 学生カバン イ スポーツバック ウ リュック型バック エ ショルダーバック

【許可できない・禁止されているバック】

ア 教科書が入らない小さなカバン イ 紙袋やビニール袋

⑧ ベルト

ア 色は黒または茶系統のものとする。

（2）容儀等

① 頭髪

ア 頭髪は清潔に保ち学習活動やスポーツ活動に差し障りがないようにする。

イ パーマ、染色、脱色等はしない。

② その他

ア ピアス、ブレスレット、ネックレスなど装飾品の使用はしない。

イ 香水、マニキュアその他の化粧はしない。（リップは無色のもの）ただし、制汗剤の汗を抑えるものについては、マナーを守って使用する。

ウ 基本的に、学習用具以外の持ち物は校内への持ち込みは禁止。

エ 携帯を含む電子機器類の校内の持ち込みは禁止。

※持ち込みが発覚した場合は、職員が預かり、保護者へ返却する。

※ 特別な事情により上記の規定を守ることができない場合、保護者を通して担任に「特別許可申請書」を届ける。届け出により学校で検討し、状況に合わせた配慮を学校の許可のもと行う。